

傍聴される方に守っていただく事項

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている方のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方は、会場に入ることができません。
- 2 傍聴される方は、静粛を旨とし、次の事項を守ってください。
 - (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
 - (4) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。
- 3 傍聴される方は、情報公開審査会又は個人情報保護審議会(以下「審査会等」といいます。)の会長の許可なくして、会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはなりません。
- 4 傍聴される方は、審査会等が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会場から退場しなければなりません。
- 5 傍聴される方は、審査会等の会長又は市政情報室の職員の指示に従わなければなりません。
- 6 傍聴される方が上記1から5の規定に違反したときは、審査会等の会長は傍聴される方に対して必要な措置を命ずることができます。
- 7 傍聴される方が上記6の規定による命令又は指示に従わないときは、審査会等の会長は、その方に対して会場からの退場を命ずることができます。

名古屋市個人情報保護条例の一部改正について

1 趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第46号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号）の施行に伴い、名古屋市個人情報保護条例の規定の整理を行うもの。

2 改正内容

ア 改正後番号利用法の施行に伴い、条項ずれが生じる規定を引用する第26条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、第28条表中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第10項」に改める。

イ 改正後刑法の施行に伴い、第70条から第73条及び附則第 2 条第 6 項及び第 7 項中の「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日（第26条及び第28条の表の改正規定は同年 4 月 1 日）

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

1 名古屋市個人情報保護条例 (抜すい)

(定義)

第26条 (略)

2 (略)

3 この章において「特定個人情報」とは、番号利用法第2条第9項第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 } (略)
5 }

(保有特定個人情報に関する利用及び提供の制限)

第28条 保有特定個人情報に関しては、前条において読み替えて準用する法第69条第2項第2号から第4号まで及びこの条例第42条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第1項第1号	又は第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)(これらの規定を第28条の規定により読み替えて適用する場合に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して

		収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているとき
(略)		

第70条 第15条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の~~拘禁刑~~
~~懲役~~又は50万円以下の罰金に処する。

第71条 市会事務局の職員若しくは職員であった者、第27条において読み替えて準用する法第66条第2項若しくは第27条において読み替えて準用する法第73条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は市会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第26条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）

を提供したときは、2年以下の~~拘禁刑~~
~~懲役~~又は100万円以下の罰金に処する。

第72条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己

若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の~~拘禁刑~~
~~懲役~~又は50万円以下の罰金に処する。

第73条 市会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的

記録を収集したときは、1年以下の~~拘禁刑~~
~~懲役~~又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(経過措置)

第 2 条 (略)

2)

5 (略)

5)

- 6 第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第72条第 2 項に規定する個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2

年以下の~~懲役~~^{拘禁刑}又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 7 第 1 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1

年以下の~~懲役~~^{拘禁刑}又は50万円以下の罰金に処する。

- 8 (略)

名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る 個人情報の保護に関する指針の策定について

1 趣旨

この指針は、個人情報保護制度の規律が現行の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に一元化されることとなったことから、令和 5 年 3 月 28 日に廃止したものであるが、法の規律においても、その基本的な取扱いは概ね同様であり、本市の統一的な基準を明確にすることが個人情報の保護に資するものであることから、あらためて法の規律に基づく取扱いを定めるもの。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

別添のとおり

■新旧対照表（「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」）

(旧) カメラ指針	(新) カメラ指針
(目的) 第 1 条 この指針は、本市の実施機関が設置する施設管理等の用に供するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、<u>名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) （略） (3) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、<u>消防長及び本市が設立した地方独立行政法人をいう。</u> (4) 審議会 <u>保護条例第 51 条第 1 項に定める名古屋市個人情報保護審議会をいう。</u> 第 3 条から第 5 条 （略）	(目的) 第 1 条 この指針は、本市の実施機関が設置する施設管理等の用に供するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、<u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「条例」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) （略） (3) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者<u>及び消防長並びに</u>本市が設立した地方独立行政法人をいう。 第 3 条から第 5 条 （略）

(管理用カメラの設置の明示)

第 6 条

実施機関は、管理用カメラを設置する場合には、管理用カメラを設置している旨並びに管理責任者の職名及び連絡先を明示しなければならない。ただし、管理用カメラの設置状況から、当該カメラの責任の所在が明らかな場合は、管理責任者の職名及び連絡先の明示は要しないものとする。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、保護条例第 8 条第 2 項第 9 号の規定により、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたときに該当するものとして、明示をしないことができるものとする。

(1) から (3) (略)

3 (略)

第 7 条 (略)

(録画画像の提供の制限等)

第 8 条

実施機関は、録画画像を設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。

(2) 法令又は条例に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認め

(管理用カメラの設置の明示)

第 6 条

実施機関は、管理用カメラを設置する場合には、管理用カメラを設置している旨並びに管理責任者の職名及び連絡先を明示しなければならない。ただし、管理用カメラの設置状況から、当該カメラの責任の所在が明らかな場合は、管理責任者の職名及び連絡先の明示は要しないものとする。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公益上必要があるものとして、明示をしないことができるものとする。

(1) から (3) (略)

3 (略)

第 7 条 (略)

(録画画像の提供の制限等)

第 8 条

実施機関は、設置目的以外の目的のために録画画像を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法第 69 条第 1 項及び第 2 項 (条例第 27 条において読み替えて準用する場合を含む。)に該当する場合は、この限りでない。

たとき。

第 9 条（略）

附 則

この指針は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

第 9 条（略）

附 則

この指針は、令和 7 年 月 日から施行する。

名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、本市の実施機関が設置する施設管理等の用に供するカメラ（以下「管理用カメラ」という。）の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理用カメラ 本市の施設等における事故の防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的として、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し記録する機能を有するものをいう。
- (2) 録画画像 管理用カメラにより撮影され、かつ、記録された画像のうち、当該画像から特定の個人が識別できるものをいう。
- (3) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

(委託等に伴う措置)

第3条 実施機関は、管理用カメラの設置又は管理を実施機関以外のものに委託するときは、委託契約書等において当該委託を受けるものが遵守すべき事項を具体的に定めるものとする。

2 実施機関は、管理用カメラが設置された公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、指定管理者と締結する協定において指定管理者が遵守すべき事項を具体的に定めるものとする。

(管理用カメラの設置等)

第4条 実施機関は、市民等の権利利益を著しく侵害しないよう、重要な公益を図るうえでやむを得ない場合を除き、管理用カメラを設置してはならない。

2 実施機関は、管理用カメラによる撮影の対象となる区域（以下「撮影対象区域」という。）を管理用カメラの設置の目的を達成するために必要最小限のものとする。

3 実施機関は、管理用カメラにより撮影した映像を表示する装置（以下「表示装置」という。）及び記録する装置を施錠可能な場所又は実施機関の職員以外の者が無断で操作するおそれのない場所に設置するものとする。

4 実施機関は、原則として、表示装置を実施機関の職員以外の者が容易に見通すことができ

ない場所に設置するものとする。

(管理責任者)

第 5条 実施機関は、管理用カメラを設置するときは、管理用カメラの設置及び管理並びに録画画像の管理について責任を負う者（以下「管理責任者」という。）を定めるものとする。

- 2 管理責任者は、自らが管理する管理用カメラの取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとする。

(管理用カメラの設置の明示)

第 6条 実施機関は、管理用カメラを設置する場合には、管理用カメラを設置している旨並びに管理責任者の職名及び連絡先を明示しなければならない。ただし、管理用カメラの設置状況から、当該カメラの責任の所在が明らかな場合は、管理責任者の職名及び連絡先の明示は要しないものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公益上必要があるものとして、明示をしないことができるものとする。

- (1) 関係者以外の者の立入を禁止している施設において設置するもので、設置していることを明示することにより不法侵入者等に対応できなくなるおそれがある場合

- (2) 安全確保のために所在を公にしていらない重要な設備を管理するために設置するもので、設置していることを明示することにより当該設備の所在が推測され、それにより当該設備の安全確保に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

- (3) 危険物等の持込みやゴミの不法投棄などの違法行為を監視するために設置するもので、設置していることを明示することにより管理用カメラの設置場所が特定され、それにより管理用カメラが設置されていない場所での違法行為を誘発するおそれがある場合

- 3 第 1項に規定する明示は、管理用カメラに附属又は隣接して行わなければならない。ただし、附属又は隣接して行うことが物理的に困難な場合、劇場等で鑑賞上支障をきたす場合又は具体的な位置を示すことにより死角等が明らかになり公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合には、撮影対象区域に入る前に、管理用カメラの撮影の対象となることが認識できるよう、施設の出入口等に管理用カメラを設置していることを明示することができるものとする。

(録画画像の取扱い)

第 7条 管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 録画画像は、撮影時の状態のままで保存するものとし、当該録画画像を加工してはならない。ただし、管理用カメラの設置の目的を達成するために必要であると実施機関が特に認めた場合又は管理用カメラの技術的な制約その他特段の事情がある場合においては、こ

の限りでない。

- (2) 録画画像は、複写してはならない。ただし、管理用カメラの設置の目的を達成するために必要であると実施機関が特に認めた場合又は管理用カメラの技術的な制約その他特段の事情がある場合においては、この限りでない。
- (3) 録画画像を記録した記録媒体は、管理責任者の許可なく外部に持ち出してはならない。
- (4) 録画画像の保存期間は、2週間以内の必要最小限の期間とする。ただし、これによりがたい事情がある場合には、管理用カメラの設置目的に応じ、実施機関が別に定めるものとする。
- (5) 録画画像を閲覧できる者を必要最小限とする。
- (6) 録画画像は、保存期間が終了した後、直ちに消去するものとする。

(録画画像の提供の制限等)

第8条 実施機関は、設置目的以外の目的のために録画画像を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条第1項及び第2項（条例第27条において読み替えて準用する場合を含む。）に該当する場合は、この限りでない。

(規程の整備)

第9条 管理用カメラを設置する場合には、次の各号に掲げる事項について記載した規程を整備するものとする。

- (1) 設置の目的
- (2) 設置の概要
- (3) 設置の明示
- (4) 録画画像の管理
- (5) 管理責任者

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

個人情報保護審議会小委員会の事後報告に係る議題の審議の非公開について

1 趣旨

令和7年度以降に個人情報保護審議会小委員会（以下「小委員会」といいます。）で個人情報の電子計算機処理に係る議題を事後報告する際、会議を非公開に変更することとするものです。

2 小委員会への報告事項

- (1) 要配慮個人情報の電子計算機処理（規則第24条第1項第2号・第2項第2号）
- (2) 個人情報の電子計算機処理の開始又は重要な変更（規則第24条第2項第1号）
- (3) 個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により電子計算機の結合をすること（規則第24条第2項第3号）

3 取扱いを変更する経緯

本市のシステムのセキュリティ対策等を所管する総務局デジタル改革推進課から、会議資料となる「点検シート」には、セキュリティに関する詳細な事項も含まれていることから、昨今のサイバー攻撃の脅威の高まりに鑑み、原則非公開に変更することについて意見がありました。

4 その他

小委員会の審議案件である「特定個人情報保護評価書に係る第三者点検」は、引き続き公開します。（「特定個人情報保護評価書」は個人情報保護委員会のウェブサイトにおいて公開されています。）

（参考）

【名古屋市情報公開条例】

（会議の公開）

第36条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【名古屋市個人情報保護審議会運営規程】

（会議の公開）

第5条 審議会の会議は、審査請求に対する裁決に関する事項を調査審議するときは、公開しない。

2 前項に規定する調査審議以外の審議を行う個々の議題の公開、非公開については、会議の開催に際して、審議会の会長が市政情報課の長と協議して決定するものとする。

情報セキュリティ対策に係る点検シート 記入例

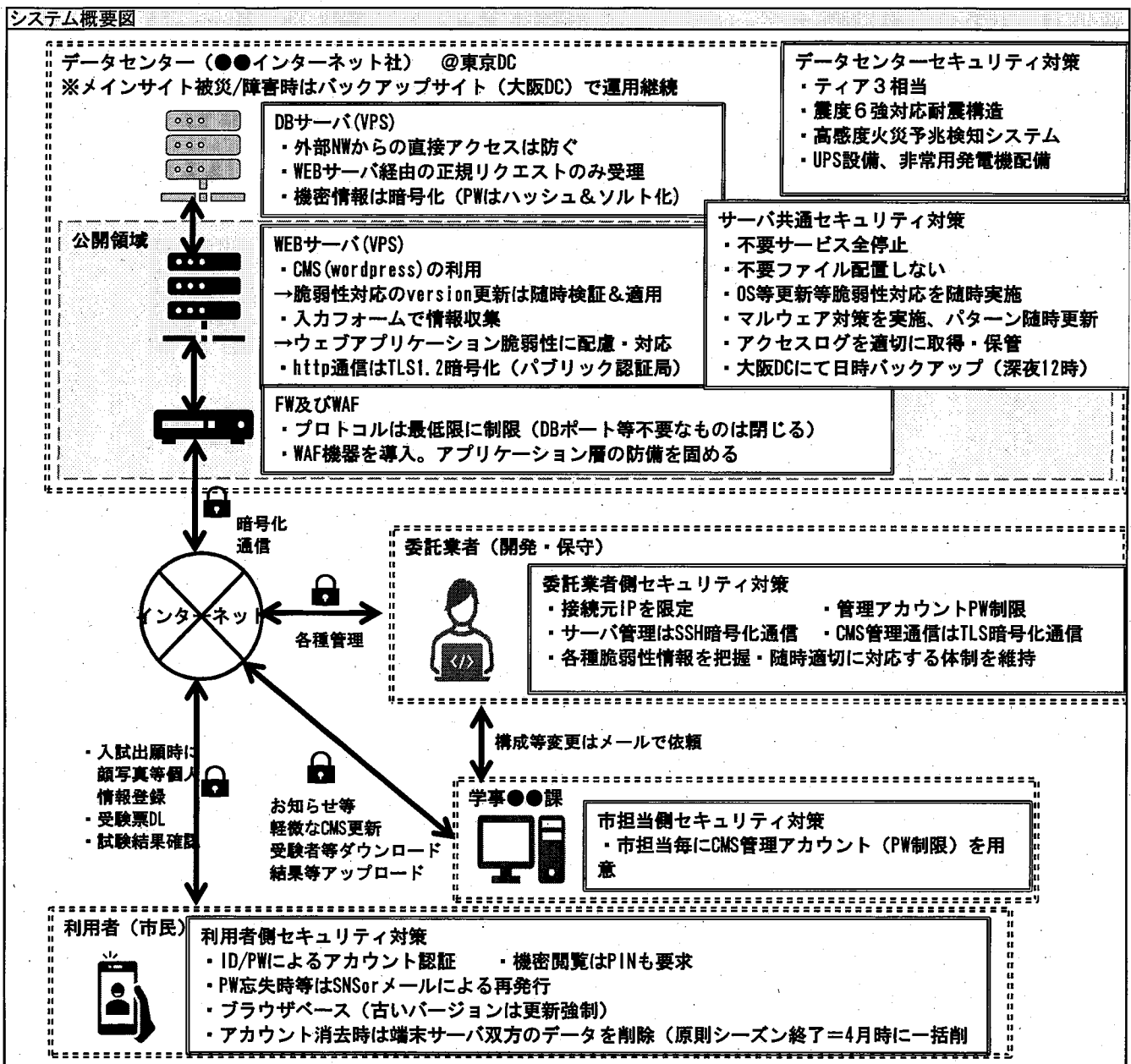
1 システム化等の概要

項目	内容
情報システム等の名称	●●大学インターネット出願システム
導入に至った経緯、効果(現状の課題等を含む。)	インターネット出願を導入することで、当校の受験を検討する学生の利便性を増すことができる。また、出願に対するハードルを下げることで、他校に流出することを防ぐことができる。
機密情報等取扱の有無	機密情報 有 特定個人情報 無

主体(A列)	業務等(B列)	業務等(細分化後)(C列)	細分化後の概要(D列)	主な情報(E列)	利用環境・手段(F列)
利用者	アカウント登録し、出願・受験票のダウンロード・受験結果等経過の確認等を行う。	登録 閲覧	受験に必要な情報の登録する。 登録情報や試験経過状況、大学からの通知等の閲覧する。 他 受験票等のダウンロード	住所、氏名、連絡先、顔写真、志望学科、動機等のエントリーシート、出身校、国籍、在留資格 受験者の個人情報(上記)、試験経過、受験票、大学の通知(公開情報)	利用者の用いるスマートフォン、パソコン等にて、インターネット経由でアクセス
システム構築・保守業者	VPS上にてシステムを構築・保守を行う。	システム開発 システム保守 システム運用	VPS上にウェブサイト構築する。 サイトの保守、ログ管理、通信状況監視、セキュリティ対策維持管理を行う。 事務局が対応困難なサイトのコンテンツ変更を、メールの依頼を受けて行う。	システム構成、アカウント情報(開発用) システム管理情報全般 システム管理情報全般	業者内部ネットワークのパソコン等にてインターネット経由でVPS上にアクセス
VPSサービス業者(●●インターネット社)	データセンターとサーバの維持管理を行う。	データセンター管理 サーバ管理	データセンターのセキュリティ対策を適切に行う。 サーバのセキュリティ管理(物理的及び一部マネージドサービスの技術的対策)を適切に行う。	データセンター管理関連情報(非公開) サーバ管理関連情報(非公開)	業者内部環境(非公開)
本市職員(事務局)	試験関連情報のアップロード・ダウンロード及び、公開通知等の発信を行う。	試験関連情報のアップロード・ダウンロード 通知等の表示情報の軽微な更新	試験に必要な受験者情報をダウンロード、試験結果のアップロード等を行う。 試験会場情報、受験日の延長等の通知の公開と言った軽微な更新をCMSにて行う。	受験者の個人情報(上記)、試験経過、受験票 大学の通知(公開情報)、CMSアカウント情報	本市庁内パソコンにて、庁内LANから仮想デスクトップにてインターネットに接続・経由してアクセス

情報セキュリティ対策に係る点検シート 記入例

2 システム概要図



【業務要件等】

観点	設問	回答
総論	稼働時期(テスト稼働)は？	令和〇年〇月(〇年〇月)
	構築・変更に係る経費は？	〇〇,〇〇〇千円
	システム化の効果は？	〇〇
主体	利用者の対象や人数は？	支援計画作成対象者は約30万人、支援者は未定
	利用者1人当たりのアクセス頻度は？	不特定だが、週1回程度を想定
	事業者は？(複数ある場合は全て記載)	〇〇システム株式会社
	事業者の本市との電算契約実績は？ (契約年月、件名、契約局、金額)	令和2年4月、〇〇システム構築業務委託、総務局、120,000千円
情報	漏えい等時の影響度は？	特定の市民等に損害を発生する恐れがある
利用手段・環境	利用するネットワークは？	インターネット回線(TLS)
	外部からの遠隔利用は？	遠隔利用は必要

接続する外部システムは？	受託者が管理する外部システム
結合する機器等は？	市民利用のスマホ等
異常停止の許容時間は？	半日程度

情報セキュリティ対策に係る点検シート 記入例

前提条件	チェックリストは情報セキュリティポリシー（市対策基準等）のうち、システム等の構成時の基本的な事項を記載するものです。全てを網羅するものではないので、チェックリストにない事項（契約取り決め、運用管理規程の策定、教育・研修、等）についても適切に対応いただく必要があります。
------	--

3 チェックリスト

項目	対策方針	目的	対策	チェック
アクセス・利用制限	ID認証	【ID認証】 許可されていない利用者のアクセスを防止するため、アクセス主体を認証するための措置	システムログイン、機器管理アカウント等に対するアクセスに係る認証を適切に設定する。用途に応じて多要素認証が求められる場合は以下のうち、2要素以上を組み合わせる。 ・知識：パスワード※、PIN等 ・所持：ICカード、トークン、電子証明書等 ・存在：指紋、静脈、顔認証等 ※パスワードの推奨設定 ・オンラインの場合：英大(A)・英小(a)・数(1)・記号(#) 3種、10桁以上 ・オフラインの場合：英大(A)・英小(a)・数(1)・記号(#) 3種、20桁以上 ・回数制限でロック：文字種不問、6桁以上 認証に係るデータの通信及び保存時における暗号化（パスワードの場合ハッシュ化、ソルト加工も検討）を適切に行う。 ※暗号化の状況については、システム等概要図にも記載すること。	実施
		【ライフサイクル管理】 不要なアカウントによる不正な操作等を防止するため、適切にID、認証情報等のライフサイクルを管理する措置	開発、運用、保守に係るID管理について、以下の措置を講じる。 ・人員各々の作業範囲・権限を明確にし、アクセス設定を適切に行う。 ・人員の入れ替え等に応じ、ID登録・変更及び抹消を適切に行う。 ・開発に係るIDは開発完了後、IDを放置せず削除する。 利用者・管理者のID管理について、以下の措置を講じる。 ・原則として、利用者IDは個人単位で設定する。 ・IDの登録、変更、抹消等の情報管理、職員の異動、出向、退職者に伴うIDの取扱い等の方法を定め、運用する。 ・利用されないIDの放置を防止するため、人事管理部門と連携等し、適切に点検・管理する。 ・管理者IDの利用者を最小限にし、ID/パスワードを厳重に管理する。 ・機密情報を取り扱う情報システムにおいては、パソコンや記録媒体等へデータを複製する業務を明確にし、複製できる利用者IDを最小化する。 ・特定個人情報を取り扱う場合、特定個人情報ファイルに対するアクセス制限を、管理者IDも含めて厳密に徹底する。	実施
	アカウント管理	【保存情報の機密性確保】 保存されているデータの窃取を防止等するための措置	記録媒体に機密情報を保存する場合、機器に応じて、以下のとおり適切に設定する。 ・サーバー：暗号化推奨（※特定個人情報を保存する場合は必須） ・PC等端末：暗号化必須 ・USB：暗号化必須	実施
		【サーバー・端末等の物理的保護】 機器の盗難・画面の盗み見等を防止するための措置	サーバー及び管理区域（情報管理室等）について、以下のとおり適切に管理を行う。 ・民間データセンターを利用する場合、ティア3以上である。 ・自前で構える場合、サーバー及び管理区域の災害対策や入退室管理等の物理的情報保護対策について、市対策基準及び管理基準に記載の内容を満たす。 端末及び記録媒体等について、以下のとおり適切な管理を行う。 ・固定利用の場合（パソコン、外付けHDD、NAS等）： ワイヤー固定、固定ラックに格納し施錠管理する。 ・持ち運び利用前提の場合（モバイルPC、タブレット等）： 使用時以外の保管庫等における施錠管理を行う。 外部の施設等にサーバーや端末等の機器を設置する場合、受託者等に適切な物理的情報保護対策を講じさせるとともに、その内容を契約書等に明記する。また、定期的に当該機器への対策の実施状況について確認する。	実施
データ保護	情報窃取・盗み見等	【機器の廃棄等】 取り扱う情報に応じた機器の廃棄	機器を廃棄、リース会社へ返却等をする場合、機器内部の記録媒体から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にするなどの必要な措置を講じる。	実施
		【通信経路の設定】 不正行為の影響範囲を限定的にするため、用途に応じた通信経路（ネットワーク）の設定	情報システムに通信回線を接続する場合、必要な情報セキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択する。 ※選択した回線の種類については、システム等概要図にも記載すること。 ネットワークの接続点（境界）においてファイアウォール機器等による通信制限を適切に行う。 また、外部ネットワーク（インターネット等の所管外ネットワーク）との接続点については、以下の措置を講じる。 ・通信機器等による通過プロトコルの限定を徹底する。 ・ネットワーク構成機器等の脆弱性情報を継続的に把握し、脆弱性が判明した場合は適切に対応できる体制を整える。 ・IDS又はIPSによる不正侵入対策、WAFIによる防御等も必要に応じて検討する。 ※対策内容については、システム等概要図にも記載すること。 職員による不正アクセスを防止するため、サーバーアクセスに係る制限を適切に行う。（通信プロトコル、IPアドレスを必要最低限に制限する、認証による制限等）	実施
	不正アクセス対策			実施

		【インターネット回線上にシステムを構築する場合の留意事項】	改ざん防止のため、以下の措置を講じる。 ・サーバーの不要なサービスプログラムを停止する。 ・更新、保守等を行う際の通信は、適切な暗号化を施したうえで、接続認証の徹底（ワンタイムパスワードの併用による多要素認証や接続元IP制限等）を行う。 ※暗号化・認証の状況については、システム等概要図にも記載すること。	実施
			機密情報をサーバーに蓄積等する場合、漏えい防止のため、以下の措置を講じる。 ・機密情報の通信は適切な暗号化を施す。 ・データベースに対するアクセス制御は適切に制御し、外部ネットワークから直接侵害を受けないよう対策する。 ・ウェブアプリケーションの脆弱性（クロスサイトスクリプティング（XSS）、SQLインジェクション等）対策を適切に講じる。 ※IPAウェブアプリケーションのセキュリティ実装チェックリスト等の活用等 ・ウェブサーバーに不要なファイルを置かない。 ※暗号化の状況については、システム等概要図にも記載すること。	実施
	不正プログラム対策	【不正プログラムの感染防止】 不正プログラムによる情報漏えい等の被害を防止するための不正プログラムの感染防止対策	コンピューターウイルスの検知を遅滞なく知り、対応できる体制を整備する。また、必要に応じ利用者に対して注意喚起する。 サーバー及び端末は、外部記録媒体の自動実行機能を無効にする。不正プログラム対策ソフトを常駐させてパターンファイルを適切な状態に保つなど必要な措置を講じる。 ソフトウェア、ミドルウェア等について、開発元のサポートが終了したものを利用しない。また、時期更新予定までに開発元のサポートが終了する予定がない。	実施
	脆弱性対策	【脆弱性対策】 情報システムの脆弱性をついた攻撃を予め防ぐため、発見される脆弱性について、その改善を行うための措置	組み込まれるOS、CMS、その他ソフトウェア、装置ファームウェア等について、脆弱性や修正パッチ等の情報を収集し、必要な措置を講じる体制を整え、適切に運用する。また、保守委託する場合はその旨を契約書等に明記する。	実施
	不正監視・追跡	【ログの管理・保護】 不正行為の検知、原因追求を行うための情報システムのログの収集・保管・保護	システムの機密情報等重要な情報の利用に関するアクセスについて、アクセスログを取得し、一定の期間保存する。 ログを取得する目的や取得する機器、取得する項目、保存期間、取扱方法等を定めるとともに、取得したログは、改ざんや消失等が起こらないよう、適正に保存している。 ※原則として1年以上保管することが望ましい。（特定個人情報へのアクセス状況の記録は7年間保存する必要がある。）	実施
		【ログの点検・分析】 不正行為の検知、原因追求を行うためのログの点検・分析	取得したログについて、定期的及び必要に応じ随時、異常なアクセス数、データ量の通信等の有無を確認する。 特定個人情報を取り扱うシステムの場合、取得したログについて、定期的及び必要に応じ随時、不正アクセス等の検知を行う。	実施
	障害対策	【システムの構成管理】 必要な機器のみによって必要なサービスのみを提供するように情報システムの構成管理	ソフトウェアのライセンスを適切に管理する。サーバー及び端末等に業務に不要なソフトウェアを許可なく導入又は削除できないよう適切に管理する。	実施
		【システムの可用性確保】 システムの異常停止を防止するとともに障害時における対応	不具合や障害が発生した場合は、被害を最小限にするために適切に対応する。また、発生した不具合や障害に対しては、再発防止策を講じるとともに、記録を作成し保存する。 必要に応じて情報システムに代替又は縮退運転を行う機能を設けるとともに、通信回線を冗長構成にする等の冗長化に関する措置を適切に行う。	実施
	「サブプライムリスク対策」	【委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策】 委託先におけるリスクに対する措置	委託契約書等に「情報取扱注意項目」を添付するなど、再委託先等も含め、受託者において必要な情報セキュリティ対策が講じられるように対応する。	実施
	その他	【個別の遵守事項への対策】 国や団体等、個別に守るべきルールが別途設けられている場合の措置	（所管する業務等に応じ、情報システムの開発等に当たって、別途遵守すべき規定やガイドライン等がある場合、その対応内容を記載する。（本セルに自由記載もしくは別紙））	-（対象外）

※代替措置等を講じる場合は以下を記載

No	チェックリストで求められている対策	実施する代替措置等
1		

情報セキュリティ対策に係る点検シート 記入例

4 記録項目調査 ※情報システム等にて個人情報を取り扱う場合に作成ください。

実施機関の名称	スポーツ市民局市民生活部市政情報室	
所掌事務 (本件関係分)	個人情報保護に関すること	
所掌事務の根拠	個人情報の保護に関する法律／名古屋市個人情報保護条例／名古屋市事務分掌条例施行細則	
電子計算機の結合を伴う処理があるか	はい	
結合処理の内容	市民等が情報を書き込む(又は検索する)ことができるホームページの開設(動的ウェブシステム) システム保守業者の管理する端末による、システムの遠隔監視	

No.	種類	項目名	利用目的	取得方法	要配慮個人情報 の有無	目的外利用・ 提供の有無	保存期間	消去
1	①市民の基本 情報	氏名	本人確認	申請時に本人か ら取得	無	無	○年	機器撤去の際に は、機器の保守 業者において、 保存された情報 が読み出でき ないよう処理し、 市 に結果を書面で 報告する。
2		生年月日						
3		住所						
4		電話番号						
5		人種			〇〇			
6		障害の種類			△△			
7		信条			××			
8	②相談記録	年月日	記録のため		無	有 (相談内容に よって他所属と 共有する可能性 が有る)	△年	
9		相談内容			有 (相談内容に含 まれる可能性が 有る)			
10	③アクセスロ グ	ユーザー名	操作者及び操作 内容を記録、確 認するため	ログイン時及び 操作時に自動取 得	無	無	×年	
11		IPアドレス						
12		操作内容						
13		パスワード						
14								